五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	奥田　徹
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十三年十一月二十二日

六(1)　役員の氏名の変更

変更前	川上　英男、江守　正吉、梅田　正治、上坂　義一、加藤　信一、井上　邦夫、堀内　正人、瀧　俊幸、森　利幸、西出真由美、齋藤　信夫、渕上　正文、坪川　和夫、金井　和夫、川端佐右エ門
変更後	川畑　茂、野村　清憲、金井　亨

(2)　変更年月日

平成二十三年十一月二十二日

七(1)　評価員の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	五十嵐穣治
変更後	川畑　茂

(2)　変更年月日

平成二十三年十一月二十二日

○近畿地方整備局告示第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関の名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人大阪住宅センター

三(1)　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人大阪住宅センター
変更後	一般財団法人大阪住宅センター

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	佐藤　茂雄、尾崎　裕、藤原　富男、牧瀬　政榮、戸田　晴久、末吉　徹、山田　軍司、結城　恭昌、伏見　弘之、山田　信治、大林　剛郎、八木　誠、澤田　悦郎、上田　成之助、矢野　龍、根岸　修史、和田　勇、樋口　武男、竹中　統一、井上　豊、辻　文三、藤井　康照、簑原　克彦、加藤　輝男、岨　良政、河目　浩吉
変更後	吉田　敏昭、西岡　信也、吉田　豊、奥田　直人、堀内　規由、中瀬　守

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月一日

五(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	大阪府の全域
変更後	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月一日

○九州地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　(一)　道路の種類　一般国道

二　(二)　路線名　三号

三　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
熊本市四方寄町字内鶴五七〇番一から同市近見七丁目二二七〇番一まで	B	一三・二〇～一二・〇〇	一二・三六〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	一八・五〇～二一・四〇	七・五八〇	
	後	一三・二〇～一二・〇〇	一二・三六〇	
	B	一八・五〇～二一・四〇	七・五八〇	

四　(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　路線名　図面縦覧場所

二　供用の区間

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
諫早市森山町田尻字潟揚一八六五番一から同市小野町三三二番一まで	前 B	一〇〇・八〇～一六・九〇	〇・五八九	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	一二・六〇～二九・〇〇	〇・七九	
	C	一二・六〇～一六・九〇	〇・四六	
	D	一二・〇〇～一五・〇〇	〇・四六	
	E	一二・〇〇～一三・五〇	〇・八三	
	後 B	一〇〇・八〇～一六・九〇	〇・五八九	
	A	一二・六〇～二九・〇〇	〇・七九	
	C	一二・六〇～一六・九〇	〇・四六	
	D	一二・〇〇～一五・〇〇	〇・四六	
	E	一二・〇〇～一三・五〇	〇・八三	

三　号　福岡市東区馬出三丁目二六五番二地内　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

五十七号及び諫早市森山町田尻字潟揚一八六五番一から同市森山町田二百五十一号　尻字東九平次一六一六番六まで　〃

二　百　五　号　佐世保市南風崎町三〇番五から同市南風崎町二二番二まで　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月十三日